

これまでの法科大学院等特別委員会における委員の主な御意見

【法学部と法科大学院との連携の必要性】

- 学部に法曹コースを設置して、既修者コースとの連携を図るという改革案は、法曹養成制度を安定させて持続的に発展させるために必要な現実的対応だと思うので真摯に取り組む必要があるが、それと同時に、法科大学院でなければ実施できない教育を充実させることで、法科大学院教育の意義をより積極的に高めていくことも必要。法律基本科目や基礎法学・隣接科目等については、今後法曹コースとの連携を深めることで、体系化等の改善を進めていくことになろうと思うので、法科大学院で学ぶことで身に付く特有の付加価値は何かということになれば、やはり今度は展開・先端科目や実務基礎科目の意義が重要になってくるだろう。
- 法科大学院が、カリキュラムを度前倒しして学部で教育してもらうことも含め、2年間のカリキュラムというものをもう一度見直し、しっかりと司法試験に合格できる力をつけさせてあげることが重要。法科大学院の入学者が回復しても、2年後の司法試験合格率が伸びないということになると、社会に対して説明がつかないため、出口まで見通した形でのカリキュラムの見直しが必要。
- A大学とB大学が法学部と法科大学院を両方設置しており、A大学とB大学が競合関係にあるとき、A大学の法学部がB大学の法科大学院と連携するというのは現実的でないのではないか。学生を取り合う関係にあるときに、連携にどれぐらい意味があるのか。
- 法曹コースに期待されているのは、①高校生や法学部生の法律実務・法曹への関心を高め、志望者の裾野を広げるとともに能力の底上げを図ること、②早期卒業の活用により時間的・経済的負担を軽減し、優秀な者が法科大学院で教育を受けるインセンティブを高めること。①と②のバランスの確保に向けて議論を進めるべき。
- 法学部について3+2を含む改革を実施する場合、なぜ法学部だけそのような改革が必要なのか、大学全体の理解を得ることが不可欠なので、文科省のバックアップをお願いしたい。
- 優秀な人材を法科大学院に引き付けることができなければ、法科大学院改革は空回りになる。予備試験との関係を考えると、3+2による時間的負担を軽減する必要性は認められる上、相応の規模で実施する必要がある。ただし、ある程度の規模感を掲げるとしても、直ちに実現すべきものではなく、一定の時間的余裕の中で実現するものとして考えるべき。

- 学部時代に多様な経験を積む中で進路に関する志望を固める学生も多い中、早期卒業という例外的な措置を法科大学院への進学者に限って既定路線化することに違和感を覚える。
- 法曹養成制度の現状を踏まえれば、既修者について3+2のような改革案は当然であり進めるべきであるが、併せて未修者についても大胆な改革案を提示すべき。そうでないと、3+2の改革案の意味も薄れる。
- 試験で優秀な成績を修める方にも法科大学院で幅広いことを学んでもらい、法曹になっていただくよう、法学部3年+法科大学院2年をやる意義がある。一方で、形だけの3+2ができないようにしつつ、大学で4年間色々なことをやった後、法科大学院で2年学修して、法曹になるという途もあるべき。また、法科大学院を持っていない地方大学の法学部から法科大学院に進む途を示すことが非常に大事であり、そのような仕組みとすべき。
- 3+2を前提とした法曹養成コースや、未修者コースの拠点化というものをどういう形で作っていくかを含めて、ユーザーにとって入学しようと思わせる制度設計になっているか、常に検証する必要がある。
- 法科大学院と他大学の法学部が連携して、学部の法曹コースを設置できること、特に、法科大学院のない地域の法学部と法科大学院が連携して設置されることが重要である。地域の法学部から法科大学院に進学できる一定の枠を設けることは十分考えられるのではないか。
- 実質的に5年間で法曹養成を行う仕組みについては、志願者増の観点から必要であるが、合格レベルに達する学生がどの程度居るか、進学先が限定されないか、教育リソースの配分に支障があるのではないかといった面を考えると5年間での法曹養成を原則化することには賛成できない。
- 優秀な学生について学修期間を短縮することは望ましいが、5年一貫での教育が同一大学の法学部と法科大学院の連携を前提とする場合、法科大学院を独立に創設した理念に矛盾するのではないか。
- 時間的・経済的負担が大きいという点に対してどのような解決策を提示するかという点が非常に重要。学部と法科大学院の連携を図ることによって負担を軽減しつつ、プロセスとしての法曹養成を崩さないことが一番大切なところではないか。
- 法曹志望者の確保が重要であり、検討段階においては、可能な限り、5年間で法曹になることのできる制度を整備する姿勢を示すことが重要。
- 法学部と法科大学院の連携は、時間的負担軽減だけでなく、教育の充実という観点からも有益。
- 5年コースに進む者が少ないと、結局のところ時間的・経済的負担軽減の恩恵を受ける者は限られるというメッセージとなってしまい、法曹志望者を回

復させることに十分には寄与しないのではないか。より多くの学生が利益を享受できるように検討するのが良いのではないか。

- これまで認められてこなかった、法学部と法科大学院の接続が認められるようであれば、その点をメッセージとして発信する必要がある。
- 目先の時間的負担は法曹志望者にとって大きな問題であり、これを軽減する方向性での検討は必要。
- 優秀な学生が法曹の道を選択するに当たって、「法曹コース」がどの程度魅力的になり得るかを検討するべきではないか。
- 法学既修者の能力も向上させる上で、学部との連携や学部教育の充実には意義がある。
- 法曹志望者の能力に大きな幅があることが課題であり、特に飲み込みの早い学生にとっては時間的短縮が必要になる。一方、大多数の学生にとっては学部4年と法科大学院2年という学修期間が適当ではないか。
- コース制の導入は、時間的負担軽減のみならず、法学部生の進路の多様性を可視化し、それに応じた教育を提供するという面でも有効ではないか。
- 時間的負担軽減が法曹志望者を増加させ、かつ、志望者にとって魅力を高めることになるか検討する必要があるのではないか。法科大学院を修了して法曹となることの付加価値の高さを伝えることが重要ではないか。
- 法学部においては、法曹倫理等の基礎的な素養を涵養し、志を持った者に法曹の道へ進ませるべきではないか。
- 一番の課題は法曹志願者の減少。その原因是費用と時間的な負担が大きい。時間的負担の軽減を進める必要がある。一方、既修者中心となると、多様なバックグラウンドを持つ者が挑戦しにくくなる誤ったメッセージとなるおそれがある。
- 時間的な負担の軽減を重視しすぎるのは、とにかく最短で法曹になれば良いという誤ったメッセージになりかねないのではないか。
- 現状の法曹志望者の減少は法科大学院だけの施策では食い止められない。法学部教育と未修者1年目の教育の関係なども含めて見直し、連携していくべき。
- 法科大学院がない地域とそれ以外の地域の格差が課題。ＩＣＴ等を活用した法曹養成制度の在り方についても検討すべき。
- 学部3年次から早期卒業・飛び入学で法科大学院に進学することにより、法科大学院教育に触れる機会を早期に得ることができるようになる点が、この制度の利点ではないか。
- 法曹の多様性をしっかりと確保するため、地方の法学部や法科大学院をどのようにして確保するかも重要な論点となるのではないか。

- 法学部と法科大学院の一体的改革という視点は必要であり、議論すべきだが、今の司法試験に合格する人をどうやって効率的に育てるかという視点だけが先行することには危機感を持つ。法科大学院制度の創設の理念を踏まえて議論すべき。
- 法学部と法科大学院の連携により、素質のある学生を法学部段階から法科大学院に引き寄せる必要がある。その一方で、こうした改善策が、法科大学院入学者の多様性の確保と対立するものとなってはならない。
- 法曹を志望している法学部生も法科大学院に対するイメージを十分に抱けていないので、法科大学院経由で法曹になるイメージを学部1年次の段階から提示する必要がある。
- 法学部との連携を深めつつ、自大学の学生の法科大学院への進学を促進していく場合には、入学者選抜の公平性、開放性といった理念をどう考えるかという点についても検討が必要。
- 志願者が減少する要因の一つとして、将来の就職への不安があると考えられるため、法科大学院の修了によって法律関係の資格の試験科目を一部免除するなど、出口の問題を検討しないといけないのではないか。
- 狹い意味での弁護士以外の進路に人が進出しており、ようやくその成果が現れてきたことを踏まえ、そういう部分の更なる拡大を視野に入れて改革する必要がある。

【法学部と法科大学院との連携方策】

- 例えば商法系の科目では、履修年次が4年次に当たるなど、どの科目を履修していれば既修者認定するかということは難しい。一つのやり方として、例えば民法の主要な分野について何単位以上履修している等、一定の決め方をしていただかないと大学側でも準備が進まない。どの科目を何単位取っていれば既修者認定を一括してしてもらえるのかというところについては、少し柔軟に見ていただけるとありがたい。
- 入学直前に在籍する学年の前期成績を選抜指標に入れた方がいいのではないか。特別選抜の入試については、なるべく3年前期成績まで見た方がいいという意見。ただし、「しなければならない」とするのか、あるいは「するのが望ましい」とするかは検討が必要。
- 特別選抜枠に関しても競争環境の確保が質保証に必要ではないか。学部に入ったら法曹コースは誰でも入れる、法曹コースに入ったらほとんどの人がロースクールに推薦されるという状況になると質保証ができなくなるので、どの段階で競争環境を確保するかは各大学に委ねるとても、入り口なりプロセスなりのどこかで競争環境を確保せよと言っておく必要があるのではないか

いか。

- 認定・協約等が適切に行われているかどうかという点については、事前あるいは事後に、文科省あるいは認証評価機関等が連携し、しっかりチェックしていくというシステムが必要。特別選抜枠では、法曹コースの学業成績が重要な意義を持つことになるので、成績評価の状況等について、受け入れる側の法科大学院の間でしっかり共有しないと、法曹コースの学業成績を正確に評価することができなくなるので、この点についてはしっかり検討いただきたい。
- 法曹コースできちんと法科大学院と体系的教育がなされるかどうかが質保証では大事な点だが、今後の議論の方向性として、法科大学院側から法曹コースの教育内容についてチェックするFDを相互にし合うなど、認定の内容に踏み込んだ、体系的な教育を実質的に担保するような仕組み・項目を設けるべきではないか。
- 同一の選抜方式の中で、自大学コースと他大学の出身者について異なる取り扱いをしないことを原則とするとあるが、どのような場合は例外と認めることを考えているのか。
- 法曹コースは、基本7科目を必須とする必要があるのか。その履修範囲は法科大学院既修者コースに接続するために十分な範囲の履修を求めることが良いのか。
- 現在、本大学では大学院を受験し合格するということを早期卒業の要件としており、今回の制度化に当たっても、そのようなことは認めていただきたい。
- 卒業に値するだけの成績を残したなら、大学院に進学しなくても早期卒業を認めるべきと考える。
- 3+2で、どのような場合に早期卒業ではなく、飛び入学を想定しているのか。
- 特別選抜の規模について、法科大学院全体定員が基準と理解して良いか。特別選抜について、基準を超えて入学させた場合の扱いはどうなるのか。
- 定員管理の意図は何か。また、どの程度の期間を想定しているのか。
- 2年前の本委員会の議論では 2500 人程度の定員確保は必要とのことであった。法曹以外の途に進むことも考えて法科大学院に来る人もおり、2300 人程度で上限というのはいかがなものか。
- 基本的に法科大学院の統廃合は強力に推し進めてきた。それは社会の各方面に人材を出すとしても、当初の定員と司法試験の合格者数との格差が余りに大きくて、結果として、法科大学院に対する社会の信頼を損なってきた面があるので、統廃合してきた。
- 法曹コースを設置するのは、法学部の協力を得ながら優秀な人材をしっかり

コースの中で確保していこうという方向にかじを切る形になったのだから、入学者選抜の競争ではなく、大枠としてどれくらいが適正規模なのかということを片方で確定しながら、このコースを設置するのにふさわしい選抜基準みたいなものを作っていく必要がある。

- 法科大学院の集中改革期間の様々な改革プランは、法曹コースの設置により $3+2$ を可能にする。これは実現をしていかないというぐらい議論が成熟している。
- 学部で法曹コースの制度設計をやっており、ほぼこの方針でいきますと確定していただければ、安心して学部にも方針案を示すことができる。
- 法曹コースの学生に対する厳格な成績評価について、特定のコースの学生にのみ評価基準を変えることは困難。例えば、基準は一つでも、法曹コースの修了認定において一定の成績要件を設けるような考え方もあり得るのではないか。
- 法曹コースの学生に対する成績評価基準が他の学生と同じものだとすると、学部成績を重視した入学者選抜が本当に可能なのか危惧している。
- 法曹コースにおいては、演習形式の授業の履修を必須とするべき。
- 法曹コースの学生の成績は入学者選抜の資料になるため、演習形式の授業の履修を課し、その成績も選抜において考慮することとするべき。
- 加算プログラムや認証評価における、入学者選抜の競争倍率に係る客観的指標について、特別選抜には適用しないとすると、質保証の観点で問題が生じないか疑問。法曹コースの学生が全員無試験で法科大学院に進学するようなことが生じては困る。
- 法曹コースから特別選抜により法科大学院に進学する者の司法試験合格率については、 $3+2$ の者だけでなく $4+2$ の者についても、加算プログラムや認証評価で厳格に評価するべき。
- 優秀な学生を法曹コースに誘引するためには、 $3+2$ でも $4+2$ でも、修了後1年目の司法試験合格率を現状より向上させるべき。
- $3+2$ を促進し、対象者を増やす以上、現状の修了後1年目の司法試験合格率を維持することは困難。
- 早期卒業の促進については、学生が誤った進路選択をすることがないよう、学部における責任を持った判断が必要。
- 法曹コースにおいては「無理なく」3年次終了までに早期卒業に必要な単位を修得できるよう配慮すべき旨の記述があるが、多少無理をしなければ早期卒業はできないので、表現を改めるべき。
- 早期卒業について、卒業後の進路によってその可否を判断するのは制度の趣旨に反する。

- 特別選抜枠の制限について、入学定員が小規模な法科大学院については、柔軟な対応をお願いしたい。
- 特別選抜枠の制限について、実入学者を元にした計算は非常に困難なので、柔軟な制度設計をお願いしたい。
- 法曹コースの学生についても、高等教育のベースである一般教養を十分に学修することは絶対に必要。法律しか知らない学生が法科大学院に進学することがないようにしてほしい。
- 学部成績を重視する特別選抜の時期は重要な問題。早期卒業の対象者について3年生前期で選抜を実施する場合、学部2年間の成績（法曹コースへの振分けが2年次であれば、主に1年間の成績）で判断しなくてはならないが、その場合、法曹コースの修了を条件とした条件付合格としなければならないだろう。
- 学部成績を重視する特別選抜を「推薦方式」と呼んでいるが、あくまで学生自らが応募する方式であることが理解しにくく、誤解を招くのではないか。
- 特別選抜に出願した学生が一般入試にも併願し、進学先を自由に選択できることを明らかにするべき（特別選抜で学生を囲い込もうとして合否判定が必要以上に前倒しされることを防ぐことにもつながる）。
- 特別選抜における既修者認定の方法について、具体的なイメージを出来る限り早期に提示してほしい。
- 地方大学枠の在り方について、法科大学院の偏在への対応と入学者選抜の公平性のバランスを取りながら、具体的なイメージを詰めるべき。
- 法曹コースの学生が法科大学院の科目を履修することについて（科目等履修・共同開講）、その対象となる科目は未修1年次のものが想定されるが、未修者にとって、1年次の初期は法律の学修への導入に非常に苦しむ時期なので、学部生が加わることで学修のペースが乱されることのないよう、委託研究の結果等を踏まえて慎重な検討が必要。
- 学部の方で法曹コースを設定するときの定員の問題をある程度コントロールする必要がある。コースに入れば全員がロースクールに行けるということではなく、一定の競争環境も確保しなければいけない。
- 3年で早期卒業となると、法律基本科目の全部が終わらないうちに特別選抜をやる可能性が出てくる。そうしたときに、今までの既修者認定との整合性というのをどういうふうに考えるのか。全体として整理をしていくという方向性なのか、考えておく必要がある。
- 法学部が自校又は他校の法科大学院と連携していくことで、カリキュラムの整合性や一貫性、共同開講、単位認定の在り方等、かなりオープンな調整が必要。法科大学院がない法学部が他大学の法科大学院と連携することにより、

今までのマイナス部分を払拭し、3+2の可能性や4+2の可能性を持ってくることは重要。法科大学院との体系的・一貫的な教育課程を持つことにより質が担保された上で、地方大学法学部と法科大学院との連携が実現すれば望ましい。

- 法律基本科目に相当する科目（7科目）の開設が望ましいのかもしれないが、それがマストになってしまふと、法科大学院の教育プログラムとの関係では、かえってオーバークオリティーになるところもあるため、科目についてはやや柔軟な仕組みというのがあり得るのではないか。
- 既存の学部科目と一緒に厳格な成績評価をすることは難しい。法科大学院の独自科目として法曹コースに7法全てを開設するのか、開設科目と成績評価、その在り方について、既存科目をどこまで利用できるのかということも含め、幾つかのモデルを示す必要があるのではないか。
- 7科目を開設してみっちりやるのが良いのか、周辺的な部分まで法曹コースに役割を担わせて開講すべきではないかというところは、議論の必要があるのではないか。
- 7法を開講するということについてはある程度共有するにしても、開講の在り方については、各大学、学部の独自性を尊重してもらいたい。
- 法曹コースは学生出入りがある程度自由になるように設計した方がよいのではないか。
- 教育の中身については一定の枠を求めるとしても、時期の選択については、留学等を選択する学生もいるため、学生が段階を設計していくようなプログラムの方がよいのではないか。
- 加算プログラムで各法科大学院の特色が出たところでもあるので、学生の選択を狭めないようにするために、推薦方式を入れるとしても、他大学の受験を大幅に制約しないような制度設計にしていただきたい。
- 他大学出身者と自大学出身者で選抜時のハードルを分けるのは、適当ではないのではないか。
- 多くの大学では、法曹コース独自に、例えば民法の授業をやるというのは、人的にも物理的にも無理で、法曹コース以外のコースと併せて授業をやらざるを得ないという状況があるため、それを前提にしながら、法曹コースの設置の要件なり認定の要件というのも考えていただきたい。
- 法曹コースへの振り分けをする時期について、各大学でいろいろなポリシーがあり一概には議論できないため、各大学のポリシーや実情に任せざるを得ないのでないのではないか。
- 平成32年の2年生からというと、来年4月の入学生から対象となるが、かちっとしたカリキュラムでコース認定というような扱いでは時間的に困難

で、混乱も来すおそれがあるため、当面、コースの中のある種プログラム的なものをコースと認定するというような形で始めざるを得ないのでないか。

- コース制より、広い意味でのプログラム的な、そしてこの単位、この授業を取った者が自大学からの法曹コース推薦の学生であるというような形で要件化する、その自由もある程度大学側に留保していただきたい。
- 法曹コース出身者の入学者選抜における共通到達度確認試験の活用については、同試験の実施時期・体制が固まっていない上、学生にとって負担となり予備試験への流れを強めかねないため、推奨ではなく選択肢としての提示に留めるべき。
- 法曹コース出身者の入学者選抜における共通到達度確認試験の活用は有益であり、しっかりと推奨すべき。更に、既修者教育に課題を抱える法科大学院においても、積極的な活用を検討すべき。
- 法曹コースにおいて法科大学院に倣って厳格な成績評価を行うことは、実務上困難であることに加え、法曹コースの学生だけが（GPAが下がることで）奨学金の選考や留学の際に不利益を被ることになるので、不適切ではないか。
- 法曹コースの出身者に（学部成績を重視する）特別選抜枠が与えられるとなれば、その特典に値する程度に厳格な成績評価が必要（仮に成績評価を厳格に行わないのであれば入学者選抜を厳格にせざるを得ないが、法学部と法科大学院の接続の観点で問題が生じる。）。
- 法曹コースにおける「法科大学院と一貫した教育課程」は、法学部における法科大学院科目の先取り履修まで意味するのか。文言の内容について認識の統一が必要。
- 法学部で充実した教育を行うことにより、法学部の学生は既修者コースへの進学を基本とすべき、との考え方には賛成。一方、法学部の学生の中にも、在学中には部活に打ち込み、卒業前に一念発起して法科大学院を目指す人もいると思うので、法学部から未修者コースへ進学するルートは閉ざすべきではない。
- 3 + 2 を含む既修者教育の改革はインパクトのあるものとし、出来る限り速やかに実施する必要があるが、改革への信頼を確保するためには、学生や社会が納得できる結果を示すことが不可欠。一定の時間的な枠を設定し、段階的に目標を達成していくべき。また、失敗は許されないので、法曹コースの認定や入学者選抜における質保証の方策について、引き続き検討すべき。
- 法学部生が法科大学院進学前に身に付けておいて欲しい知識・能力として、比較法に関することや判例データベースの活用法が挙げられる。法学部と法科大学院の連携が法律基本科目に限定したものにならないよう、法曹コース

の教育課程について検討すべき。

- 大規模校も小規模校もそれぞれの特色を生かして改革に取り組めるようになすべき。
- 法曹コースを設置する際、必ずしも法学部と法科大学院との協議は求めず、法科大学院側が各法学部の法曹コースの教育課程を確認し、いわば一方的に特別選抜枠の対象として認定する方法も考えられるのではないか。
- 法曹コースの学生には4年間じっくりと学んで法科大学院に進学する者もいると思われるが(4+2)、4+2の学生については、法科大学院進学前の既修得単位を法科大学院で修得したものとみなす単位数の上乗せが10単位程度では不十分ではないか。
- 法科大学院において、法科大学院進学前の学修によって既修得単位として認定される科目等を公表することについて、対象科目は何になるか学部生の関心は非常に高くなると思われるので、対象科目や公表方法について整理が必要。
- 法曹コース出身者を推薦入試で選抜するとなると、入学者の質の担保が課題となる。同一大学内での進学を基本とする、学外からの進学は提携校出身者に限定する、といった具体的な方法について検討する必要がある。
- 「一貫」という言葉の定義が必要。最も想定しやすいのは同一大学内での一貫教育だが、いわゆる提携校や、それ以外の他大学との一貫教育もあり得るのか整理すべき。
- 法曹コース出身者の入学者選抜において他大学出身者の入学を閉鎖的になると、予備試験の公平性・公正性との違いが際立ち、法科大学院教育に対する批判を招きかねない。
- 法曹コース出身者の入学者選抜に共通到達度確認試験を活用してはどうか。入学者選抜に当たっては、開放性の原則に従って他大学出身者も受け入れる必要があるが、その際、入学者の質を確保する方策として、同試験の活用は有効だと考える。
- 法曹コース出身者の入学者選抜の方式は、一貫した教育を行う観点から推薦方式が望ましい。その際、学部における学習の質を担保することが不可欠であり、相対評価による厳格なGPA算出が必要。
- 3+2を促進するならば、法科大学院の入試の時期について検討が必要。従来早期卒業の対象だった極めて優秀な層に加えて、それに次ぐ層の学生まで対象とする場合、そのような学生にとって、入試の準備と学部での学修を並行させるのは困難。
- 3+2の適正な規模感を示すべき。
- 予備試験との関係を考えると、3+2は相応の規模で実施する必要がある。

ただし、ある程度の規模感を掲げるとしても、直ちに実現すべきものではなく、一定の時間的余裕の中で実現するものとして考えるべき。(再掲)

- 3+2が必要以上に多くの大学で導入され、5年で法科大学院まで修了した者が何度も司法試験を受験するようでは意味がない。3+2と4+2の関係を整理し、落ち着いた議論をすべき。
- 3年次、4年次など比較的高学年になってから法曹を目指す道が断たれるわけではないことを確認すべき。
- 今後既修は3+2や4+2のいずれであれ一貫コースに移行するだろうが、予備試験を受験する者をいきなり取り込むことはできず、一貫コースを運用する中で結果がついてくれば、取り込めていくのではないかと思う。
- 法学部と法科大学院の連携を図るにあたり、どのような入学者選抜を行うかなどどのような形で連携をするのか、について個々の大学の考えを尊重していただきたい。
- 学部段階において一定の学修を積んだ者を対象とする入学者選抜枠は、どの程度を上限とするかの議論は必要だが、是非設けていただきたい。
- 法科大学院を持っていない地方大学の法学部から法科大学院に進む途を示すことが非常に大事である。(再掲)
- 法学部の法曹コースの質は、法科大学院の入学者選抜でしっかり学科試験を行うことで質の担保が図られると考えていたが、法科大学院に法曹コースの入学者選抜枠を設け、学部成績が中心で判定されるということであれば、しっかりととした法曹コースの質保証の方策を論じていくべきではないか。
- 法学部と法科大学院の連携を、複数の大学が協定を結んだ上で進めるに当たり、学生の流動性にあまり制約がかかるとなれば、法科大学院進学よりも予備試験を選択することになることを懸念する。については、流動のある程度担保された制度の仕組みが必要と考える。
- 法科大学院と他大学の法学部が連携して、学部の法曹コースを設置できること、特に、法科大学院のない地域の法学部と法科大学院が連携して設置されることが重要である。地域の法学部から法科大学院に進学できる一定の枠を設けることは十分考えられるのではないか。(再掲)
- 学士号だけでは国際的に通用しない。国際的に活躍できる人材が未修者に豊富にいた状況と異なり、現在は法学部出身者で法科大学院に来る人たちをいかに早く、国際的な方向に目を向けてもらうか、つまり、法務博士の学位を取って、できれば国際レベルで活躍できるような人材を供給することが重要。
- 基本的な法的な思考能力を備えた人間に、早く法科大学院への途を選ばせて、司法試験に合格してもらうために、3+2はプラスになると思う。これを加速させるような手段との結びつきを考えていただきたい。

- 現在検討している3+2では、予備試験を受けている層は法科大学院に来ないと思う旨の学生から感想を聞いた。さらにどういう方策があるかまで議論を深めることができれば有り難い。
- 同一大学の法学部と法科大学院の連携を前提とするのは、法科大学院の創設理念に矛盾するおそれがある一方、法科大学院で学修する内容を法学部段階で学修させるとなれば、事実上同一大学でのカリキュラム連携とせざるを得ないのではないか。
- 法律基本科目の十分な理解なしに展開・先端科目を学修することは困難と思われるため、法学部段階で展開・先端科目を履修させるのは困難ではないか。
- 大学によって事情は様々であり、3+2が中心となるか4+2が中心となるか等は大学の実情によって異なる。「法曹コース」については4+2を原則としつつ、柔軟性を持った形とするべき。
- 学部や法科大学院で必要とされる教育内容はしっかりと検討しつつ、科目の配置や他大学から進学する者への対応など、各大学の実情に応じて対応できる柔軟な形とする必要がある。
- 法科大学院科目を一部先行履修させる一方、他大学からの進学も想定するのであれば、教育課程の最低限の標準化はある程度必要になるのではないか。
- 5年間で法曹にふさわしい資質・能力を身に付けさせる教育課程を整備することが必要であるが、実際に5年間で修了できるか否かは学生の意志と能力にかかっている。制度を実施しても、学生の能力が必ずしも追いつかないといった事態になれば対応を考える必要がある。また、移行期の移行措置の問題もある。段階的な対応も視野に入れる必要があるのではないか。
- 時間短縮を図ったとしても、修了後すぐに司法試験に合格できなければ意味がないのではないか。そのようにならなければ志願者増加にはつながらないと考える。
- 学部3年で法科大学院の入試を受験すると、準備期間が相当短い。そのため、例えば法律基本科目の一部で入試を行い、進学直前に残りの科目の認定試験を行うなどの工夫が考えられるのではないか。入試の議論についても連動して議論する必要がある。
- 法科大学院が廃止された地方や、立地しない地方における法曹志望者をどのように吸収するかについても考慮すべき。他大学の法学部に置かれる「法曹コース」からの進学を考えるのであれば、教育課程をある程度標準化せざるを得ないのではないか。
- 3+2での進学が突如飛躍的に増加するとは考えにくい。3+2、4+2それぞれについて、どの程度の学生が進学を望むかについて見通しを立てつつ検討する必要がある。

- 早期卒業は、法律科目の学修に力を入れたい時期に法律科目以外の学修に労力をさかれることになり、学生にとって魅力的ではないのではないか。
- 法学部生の進路が多様であることを考えると、従来法学部で行われてきた法律基本科目以外の多様な学問分野との結合や、学際的な科目といった部分を縮小する形のカリキュラムはあまり好ましくないのではないか。優秀な学生に活用してほしいということであれば、そのような学生は従来のカリキュラムに追加してこのようなコースがあっても対応できるくらいのレベルを想定すると思われる。あまり他の科目を圧迫することのないほうが良いのではないか。
- 実務基礎科目とまではならなくとも、学部段階において、法科大学院を経て法曹となった実務家に触れる機会を提供する「実務入門科目」のようなものを設定するのは有意義ではないか。
- 各大学の自主性を重んじた形とし、各大学での自助努力を推奨するのであれば、共通到達度確認試験のような外部からの質保証が必要かといった部分についても調整が必要。
- 法曹コースの教育、拠点校での未修者教育、通常の法科大学院教育と同じ教員が担うとなれば、かなりの負担となるのではないか。教育リソースを考えると、法曹コースの議論と同時に未修者教育についても検討しなければ、未修者教育に手が回らない事態となりかねない。各大学の法学部で行われている多様な教育が阻害されないよう、学部の状況をしっかり見ながら検討することが必要。
- 途中で進路変更する者や法曹コースが設置されない大学の学生のことも考慮すると、単位修得の特例は必ずしも法曹コース修了者に限定せず、法学部出身者に広く認められるべきではないか。
- 法学部においてコース制を導入する場合、学部においてどのような人材を育成するべきか示す必要がある。
- 学部4年と法科大学院2年間または未修者コースの3年間を修了して1年目に安定して司法試験に合格することができるよう、教育を行うためにはどのような方策が必要かを主眼として検討するべきではないか。
- 未修1年次で行われている授業を「法曹コース」の学生に履修させることも考えられるのではないか。
- 学部4年と法科大学院2年を前提として、学部においては法科大学院の既修者コースに入学するだけの能力を養成することを主眼に検討するべきではないか。
- 教員の人的資源には限りがあるため、あまりに教員の負担を増やすと、自身の研究や後継者としての研究者養成に支障をきたすおそれがある。

- 法学部と法科大学院の教育をどのように連携するべきかを出発点として検討するべきであり、基礎的な能力を既に身に付けている者を3年で法科大学院に進学させることで、結果として1年間の短縮になると捉えるべきではないか。
- 学部と法科大学院では各科目の配当単位数が異なるため、未修1年次の学修内容を単純に法学部で実施することは不可能ではないか。
- 修了後1年目に司法試験に合格できることを目標として、それに必要となる年限や入学者選抜の在り方等は各大学の実情に合わせて柔軟に対応できる形とし、実証的に検討できるようにするべきではないか。
- 法曹コースにおいてはかなり集中して法律に関する学修を行うべきではないか。あまりに緩やかでは、あえて法曹コースを創設する意味は無いのではないか。
- 大学入学当初からではなく、在学中でも法曹コースへの参加が認められるよう、緩やかな制度とするべき。
- 学部2年・3年の段階から法科大学院と同等の強度での学修が求められるとすれば、それは現実的ではない。
- コース等、改革方策の設計に当たっては学生のニーズを考慮し、学生から選択されるものとなるかを慎重に検討するべき。
- 学部段階から法曹の道を念頭に置いた学修をするとしても、法学に関する学修のみに注力するのではなく、多様な経験を積み、広い視野を身に付けることができるよう配慮が必要。
- 各大学の人的資源等の教育資源との関係では、当該コースに特別な科目を設定するなど、あまりに厳格な要件を課したコース制を創設するのは困難ではないか。緩やかな形で設計する必要があるのではないか。
- 「法曹コース」を卒業した者に対しては、入試科目の一部免除や奨学金など、メリットを付与することも考えられるのではないか。
- 法学部において学ぶべきことを検討するに当たっては、法科大学院における未修1年次の教育水準について共通認識を得る必要があるのではないか。
- 特定大学の学部と特定の法科大学院との間で連携を行うことによって、他大学の学部からの進学や、他大学の法科大学院への進学が困難になることは避ける必要がある。
- 法科大学院と学部の連携を検討するに当たっては、場合によっては連携法の在り方についても検討が必要ではないか。
- 学部に法曹コースを設置したとしても、その後の法科大学院への進学が保証されていなければ有効に機能しないため、法科大学院への推薦枠を一定程度設定可能とするべき。

- 法科大学院は設置できなくとも、学部に法曹コースを設置することで、地方在住の者に法曹を目指す機会を提供することができるのではないか。
- 小規模大学では法曹コースを設置できない可能性もあるため、履修モデルを示す等の対応にならざるを得ないのでないのではないか。
- 法学部でのコース制を検討するのであれば、その内容や法学部教育への組み込み方を検討する必要がある。
- これまでしっかりとした教育を実施してきた法科大学院の場合、法科大学院教育の一部を学部で先行して履修させるという形で法科大学院教育に手を加えるのではなく、学部教育を改善・充実することも選択肢としてあり得るのではないか。
- 学部と法科大学院で一貫した教育を議論する際に、多様性や流動性を阻害することがないよう注意が必要。
- 一貫コースの内容を検討する際には、幅広い教養を身に付ける機会が損なわれないよう留意が必要。
- 一貫コースの在り方を検討する際には、学生がどのような選択をするかを想定した議論が必要。
- 一貫コースを設定する場合、これまで公平性を重視してきた入学者選抜をどのように行うかが問題。
- 全体のコース設計を検討するに当たっては、既存の既修・未修にとらわれない柔軟な形とするべき。
- 法学部と法科大学院、さらには高大接続まで視野に入れて連携を検討する際、多様なキャリアパスを視野に入れた検討を行うことが有益ではないか。
- 連携方策を考える上で、法科大学院からの視点と法学部からの視点とでは、課題が異なるのではないか。法曹になるための学部教育と一般の学部教育には違いがあるのではないか。法学部からすれば、法科大学院の未修者教育を安易に依頼されても、対応できないのではないか。学部教育への影響について十分配慮する必要があるのでないか。
- プロセスとしての教育や多様性の確保を法学部・法科大学院全体で捉え、法曹養成コースを法学部の、例えば、2年次や3年次から設ける必要があるのではないか。その上で、完全未修者や、法学部で法曹志望に変更した学生は、法曹養成コースから学修する必要があるのでないか。
- 法学部との連携を検討するに当たっては、法科大学院の教育を単に前倒しするのではなく、学部においてどのような教育を行うべきか検討するべき。
- 高度の研究に裏打ちされた教育をする上で、法学部と法科大学院を一体的に運営し、両方の授業を担当する教員を増やすことは有力な方策。
- 法科大学院は連携法を存立基盤としているが、学部は連携法にはかかわって

いないので、法学部と法科大学院の連携にあたっては、抜本的な改善策と併せて、制度の根本的な部分から見直しを検討する必要があるのではないか。議論の方向性は、①学部の中で法曹養成コースが確立されることを前提に、連携法の見直しを検討する、②連携法を見直すことなく、学部において法科大学院の先取り学修を行うことで、学部生を法科大学院に取り込む、③未修者教育は学部に任せ、法科大学院は既修者教育に徹する、などが考えられる。

- 伝統的にジェネラリストを養成してきた法学部の授業では、法曹志望者に対する十分な指導が難しい一方、法曹志望者に特化した授業を行おうとすると、大半の学生には難解な授業となってしまう。法学部教育との連携については、こうした点を踏まえた検討が必要となる。
- 連携強化を強調しすぎると各大学の個性が失われる可能性もある。各大学、法科大学院の実情に配慮が必要ではないか。

【法学未修者教育の改善】

- 若手実務家による指導という基本的な発想には大賛成。法科大学院の修了生が既に10年以上蓄積している中、その中から自らの法科大学院の学修経験を踏まえて教えるという指導には大きな効果がある。
- 法科大学院教育が司法試験対策ばかりでは適当ではないが、未修者で社会人出身者は法曹になるという目的が非常にはっきりしていると思うので、司法試験にしっかり合格させる力を付けるための工夫がなされることはいいのではないか。
- 若手実務家の専任教員としての活用について、きちんとした身分を与えられて教育に臨めるとなると、若手実務家を送り出す弁護士事務所としても送り出しやすいし、本人のモチベーションにもなる。
- 未修者の授業をする立場から、法学部出身の学生はかなりの知識を既に持つておらず、癖もついている一方で、純粋未修者に向けた授業をやり切れないことがある。未修者コースについては、より積極的に多様な人材を確保するという点に特化した形で、制度設計を再度やり直すことが法科大学院に求められているのではないか。
- 将来的には、既修者と言われている人たちのためのカリキュラムと、今まで全く法曹の世界とは関係のないところで勉強したり仕事をしたりしてきた人が初めてチャレンジするカリキュラムが、はっきりと分かれるような方向で少しづつ制度を改善し、カリキュラム等、教育の内容も改善を試みることが非常に重要なのではないか。
- 法曹コースの設置という既修者コースの改革と同時に、未修者教育の改革が必要だが、共通到達度確認試験の実施と、未修者教育がうまくいっていると

ころの調査研究をするというぐらいであり、もう少し具体的な計画を示すべき。

- 法曹コースの学生が法科大学院の科目を履修することについて（科目等履修・共同開講）、その対象となる科目は未修1年次のものが想定されるが、未修者にとって、1年次の初期は法律の学修への導入に非常に苦しむ時期なので、学部生が加わることで学修のペースが乱れることのないよう、委託研究の結果等を踏まえて慎重な検討が必要（再掲）。
- 未修者教育について、教育内容に関する工夫は一定程度進んでいるが、入学者選抜に関する情報共有は不十分なので、好事例の共有を図るべき。
- 入学前の期間の活用や奨学金の充実など未修者教育の改善策をパッケージとして打ち出し、各法科大学院がしっかりと人材育成の責務を果たせるようにすべき。
- 未修者教育について検討の場を設けて調査研究を行い、実効的な改善策をパッケージでまとめるべき。
- A I 技術の急速な発展などにより社会が大きく変革する中だからこそ、多様な人材を法曹として養成する未修者教育の重要性が高まっている。
- 未修者コースの在籍者が少ない中、専用の授業を法科大学院独自で開講するのはコスト的にも負担。共同開講形式を含む学部との連携や複数法科大学院で連携した教育の実施は必要。
- 若手の実務家を専任教員として活用できるよう、実務経験年数を「おおむね5年以上」とする実務家教員の要件について、対象科目や教育の質の担保に留意しつつ、緩和することを検討すべき。
- 未修者教育（特に1年次）においては、クラス規模や授業の双方向性に係る要件を一定程度緩和することも検討すべき。
- 志願者を確保するためには、合格率を向上させ、法科大学院教育に対する信頼を回復することが不可欠。未修コースは非法学部出身者や社会人のために充実した教育を行う場であると明確に位置づけた上で、複数法科大学院による連携の強化や若手実務家の活用などの手厚い指導により教育の質を改善することが必要。
- 純粹未修者については、合格発表から入学までの期間の活用が重要。法科大学院の科目の先行履修に加えて、ガイダンスや授業見学など、入学直後から法科大学院での学修に馴染んでもらえるよう工夫するとともに、好事例の共有が必要。
- 共通到達度確認試験が導入されると、事実上、法学未修者について1年間かけてじっくりと選抜することになる。今後は同試験の存在を所与の条件として未修者教育の在り方を考える必要があるが、単に同試験の突破を目的とし

た教育とならないよう留意が必要。

- 未修者コースの入学者選抜やカリキュラムの在り方、受験指導の体制、教育資源の集中等、未修者教育の方法について具体的に議論する場を設けるべき
- 効果的な未修者教育の方法について調査研究を行うに当たっては、モデル校など実地における検討が合理的。
- 純粹未修者の数が激減している中、改めて検討体を設けてまで未修者教育の在り方について議論する必要があるのか疑問。
- 加算プログラムの予算は減少しているので、別枠で未修者教育を支援する予算を確保すべき。
- 社会人で法科大学院を受験する者にとっては、経済的負担が過大。支援策として教育訓練給付金があるが、対象講座の要件が厳しいため、より活用しやすいものとすべき。
- 法学未修者は学修に時間要するが、奨学金は1回でも留年すると打ち切られる。社会人経験者を含めて、時間をかけて学修することにより成果を出せる人材をサポートできる奨学金制度を構築してほしい。
- 各地域に法学未修者の受け皿となる法科大学院が存在することが必要であり、そのための財政支援も必要。
- 将来的には法科大学院を志願する優秀な法学未修者の数が回復することを念頭に置き、一気に未修者の定員を減らすことがないようにするべき。
- 法律は敷居の高い学問で、その敷居を超えるのに時間がかかる人がおり、1年でやることを2年かけるという発想が必要。そのための仕組みとして、キャップをかつて一部緩めたが、それで十分なのかということ、また1年留年した途端奨学金が打ち切られる問題について検討が必要である。
- 法曹養成制度の現状を踏まえれば、既修者について3+2のような改革案は当然であり進めるべきであるが、併せて未修者についても大胆な改革案を提示すべき。
- 拠点化や連携する意味は、適切な切磋琢磨ができることや、学生間で刺激を受けられるような環境を担保することだと考える。決して少人数なら少人数の方が良いとか、楽をしようという意味でないことを確認する必要がある。
- 法学部法曹コースと未修者教育を共同開講することにより、浮いた分のリソースを未修者教育に振り向けることができる旨説明があったが、実際にその形でやれるかという検討や、未修者教育の拠点化を行うならば、拠点校には相当程度傾斜を付けた手厚い支援をする必要があると考える。
- 未修者教育の方法や内容について確立していないが、これまでいくつかの法科大学院で優れた取組みが個人的に、期限的には行われてきており、ノウハウがある程度存在していることは事実である。それを何とか有機的に共有し

て、次世代の教員につなげ、教員の育成機能も持たせることが重要。

- 法学系課程以外出身者又は実務経験者の割合を3割以上と定めた告示の見直しに賛成。また、共通到達度確認試験は未修者1年次の学力を測る点にこそ重点を置き、積極的に活用を検討するべきであるし、未修者教育を行うに当たって、設置基準や認証評価基準の規制の緩和や財政的な支援が必要。
- 法学系課程以外の出身者又は実務経験者を3割以上入学させることを求める努力義務規定は、そのような方を探らないわけではないが、数値のラインにより入学者選抜が非常に厳しい状況になっており、見直していただくしかない。未修者の選抜は法律問題を出せないので、どういう試験をしてどういう人を選抜するのか現実問題として非常に難しく、共通到達度確認試験のような質の保証プロセスは入れる必要がある。未修者教育で大きな変革を考えるのであれば、既修者と切り離すのが良いかという議論はあるが、既修者と3年間切り離して教育することも考える必要があるのではないか。その場合には、マンパワーの問題もあり、拠点化を考える必要もあるのではないか。また、未修者教育の工夫・充実のためにも、設置基準や認証評価基準の規制の見直しは必要ではないか。
- 未修者教育の拠点化は一つの方策であろうかと思うが、志願者のニーズにかなうものなのか。一方で、未修者教育に優れた実績を有する法科大学院について、モデルとして広げていくことが必要。未修者教育の問題の一つは、社会人や他学部生が法科大学院に一年目にして全体的な基礎科目を全て履修することが時間との関係で非常に困難なことである。
- 様々なバックグラウンドを持った幅広い方に未修コースに入学してもらうことが重要であり、そのためにはきちんとしたキャリアパスを示して、それに応じた教育ができるなどをしっかりPRすることが必要。現状の未修コースは、法学部出身者が多数を占めているが、純粋未修者に限定して運営していくべき。法曹コースに純粋未修者の教育機能を持たせることや一部の法科大学院を未修者の受け入れの拠点とすることは、養成すべき人材像を明確にして、法科大学院教育との接続まで考えて、合わせ技で行うべき。
- 法学部に法曹コースが設置されるに当たり、法科大学院の未修コースの意義の再確認が必要。グローバル化に対応した人材が必要という前提で議論しているが、そのような人材の養成機能は法曹コースではなく、未修コースが果たすと考えられる。未修コースについて、入学者選抜、カリキュラム、司法試験受験のサポートなどパッケージとして、あるべきモデルを追及すべき。例えば拠点校で研究をしてもらうことや、未修者教育の質の向上のWGのようなものを設けて情報の共有化を図るのは非常に有益だと思う。
- 法学部以外の学生に法曹になってもらいたいが、そのような方を3割以上入

学させる努力義務の見直しはやむを得ない。一方で、未修者教育をしっかりとやってもらえるよう支援は必要。未修者教育を行う法科大学院を拠点化しようとする趣旨は分かるが、地方在住者が法科大学院の未修コースに入学して、法曹を目指せるような仕組みは必要。また、社会人で法曹を目指して法科大学院に入学しようとする方を入学者選抜でしっかりとみて、入学させたら、法科大学院を修了し、司法試験を受験できる力を身につけさせていただきたい。

- 現在は学部と法科大学院の連携について議論しているが、年度末までに未修者教育の在り方についても検討し、結論を得るということを明らかにしておかなければ、結局、法曹養成は法学部中心の制度であると捉えられてしまい、大きなマイナスとなりかねない。
- 法曹コースの教育、拠点校での未修者教育、通常の法科大学院教育と同じ教員が担うとなれば、かなりの負担となるのではないか。教育リソースを考えると、法曹コースの議論と同時に未修者教育についても検討しなければ、未修者教育に手が回らない事態となりかねない。各大学の法学部で行われている多様な教育が阻害されないよう、学部の状況をしっかりと見ながら検討することが必要。(再掲)
- 未修者教育の質的改善のためには、1年次におけるきめ細やかな指導が必要となる。そのためには、教育能力の高い教員や学修補助者を確保することが重要。未修者教育の拠点化を図るのであれば、人的・物的資源の効果的な活用という観点から、単独校で実施するのではなく、複数の法科大学院で連携実施していくことも考えられるのではないか。
- 法学部においてコース制を導入する場合、学部においてどのような人材を育成するべきか示す必要がある。(再掲)
- 法科大学院は既修者コースがメインであり、法学部3年からでなければ法科大学院に進学できないという誤ったメッセージを発しないように注意する必要がある。
- 法学部において学ぶべきことを検討するに当たっては、法科大学院における未修1年次の教育水準について共通認識を得る必要があるのではないか。
(再掲)
- 法律基本科目について学部の講義を活用することとした場合、少人数教育を行うという法科大学院の理念との関係で問題があるのでないか。
- 学士編入学ではなく、学部在学中に他の大学や他の学部に編入学する制度を活用することも考えられるのではないか。
- 法学部に学士編入して2年程度学修した上で、更に法科大学院で2年学修するというのは、特に社会人にはハードルが高い。未修者コースも引き続き残すべき。

- 現状の法曹志望者の減少は法科大学院だけの施策では食い止められない。法学部教育と未修者1年目の教育の関係なども含めて見直し、連携していくべき。(再掲)
- 法学未修者については、法学部（の法曹養成コース）2年または3年に編入して基礎的な法学を学修することとしてはどうか。
- 法学部からすれば、法科大学院の未修者教育を安易に依頼されても、対応できないのではないか。(再掲)
- これまでの未修者を中心とした教育システムを、既修者を主とした制度に転換せざるを得ないのではないか。その上で、法科大学院の教育を組立て直すべきではないか。未修者については、3年では法曹として輩出することは難しいのではないか。
- 純粋未修者の中には伸び代が非常に大きい者があり、そのような者に法曹界に参入いただく効果が非常に大きい。これを踏まえ、未修者の定義は法律学を学んでいない、いわゆる純粋未修者か、卒業後5年程度経過した社会人とすることが適当ではないか。
- 教育実績の高い法科大学院に法学未修者の受入れを拠点化することが必要ではないか。そのため、法科大学院について法学部以外の出身者や社会人を3割以上受入れる努力義務を課している告示は見直しが必要ではないか。
- これまでの未修者教育については、法科大学院は3年が標準課程であり、既修者は1年短縮できるというシステムを前提として改善方策が議論されてきたが、実情としては、未修者が初年度の1年間で既修者に追いつくことは相当に困難である。この意味では、法科大学院制度の基本理念を維持するかどうかも含めて、抜本的に考え方を直さないといけない。
- 法学未修者については、3年間の課程で司法試験に合格するのは極めて困難であるため、法学部への学士編入を促進するなど、純粋未修者が司法試験に合格できるようにするための未修者教育の在り方を検討する必要がある。
- 法学未修者コースには純粋未修者と、法学部出身ではあるが法学既修者コースに入学する水準に達しない者が混在している。これを所与の前提として考えるか、社会人や純粋未修者を中心としたコースとして設定するかについても検討が必要ではないか。

【法学部教育の在り方】

- 良好的な就職状況や就活スケジュールの前倒しの影響か、学部生が熱心に法律科目の授業を受けていないと感じる。早期から法曹志望が明確な学生だけでなく、身近な経験等をきっかけに法律の勉強に興味を持った学生も法科大学院志願者として取り込むためにも、学部段階で若手法曹による講義・講演を

設けて法曹が魅力的な職業であることを伝えるなど、広報活動が必要。

- 法曹コースの教育、拠点校での未修者教育、通常の法科大学院教育と同じ教員が担うとなれば、かなりの負担となるのではないか。教育リソースを考えると、法曹コースの議論と同時に未修者教育についても検討しなければ、未修者教育に手が回らない事態となりかねない。各大学の法学部で行われている多様な教育が阻害されないよう、学部の状況をしっかり見ながら検討することが必要。(再掲)
- 法学部生の進路が多様であることを考えると、従来法学部で行われてきた法律基本科目以外の多様な学問分野との結合や、学際的な科目といった部分を縮小する形のカリキュラムはあまり好ましくないのではないか。優秀な学生に活用してほしいということであれば、そのような学生は従来のカリキュラムに追加してこのようなコースがあっても対応できるくらいのレベルを想定すると思われる。あまり他の科目を圧迫することのないほうが良いのではないか。(再掲)
- 未修1年次で行われている授業を「法曹コース」の学生に履修させることも考えられるのではないか。(再掲)
- 法学部生の進路の多様性を踏まえると、法曹以外の進路についてもコースを設計する必要があるため、法曹コース以外のコースについてもその在り方を検討する必要がある。
- 学部4年と法科大学院2年を前提として、学部においては法科大学院の既修者コースに入学するだけの能力を養成することを主眼に検討するべきではないか。(再掲)
- コース制の導入は、時間的負担軽減のみならず、法学部生の進路の多様性を可視化し、それに応じた教育を提供するという面でも有効ではないか。(再掲)
- 法学部において学ぶべきことを検討するに当たっては、法科大学院における未修1年次の教育水準について共通認識を得る必要があるのではないか。
(再掲)
- 多数ある進路のうちの1つである法曹に向けた教育をどの程度行うべきか検討が必要。
- 一般の学部教育と、法曹になるための教育はどのような点が共通であり、どのような点が異なっているか、しっかりととした検討が必要。
- 法学部と法科大学院との連携を実効的なものとするためには、法学部の役割について改めて検討を行う必要がある。
- 法学既修者として入学する前提となる能力について、法学部と法科大学院との間でコンセンサスが取れているか。法学部卒業生が活躍する分野をイメージして、法学部の教育内容が考え直されないといけないのでないか。

【研究者養成】

- 法科大学院教育を通じて理論と実務に精通する研究者を養成することは重要なことで、「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」においては、研究者養成についてしっかりと項目を立て、その重要性を明示すべき。
- 教員の人的資源には限りがあるため、あまりに教員の負担を増やすと、自身の研究や後継者としての研究者養成に支障をきたすおそれがある。(再掲)
- 学部と法科大学院、研究者養成の大学院の授業を全て合併で行うことが、学部生にとっても、法科大学院生や研究者志望の院生と接点を持つことが可能となり、有効なのではないか。
- 多くの法科大学院が独立研究科として創設されたことは、意思決定の迅速化や実務家による教育などの成果に結びついた一方、組織を分離したことにはロスも大きく、特に法律学という研究学問の発展にとっては大きな足かせとなっているので、法学部・法学研究科との一体化を真剣に考え、研究者養成の在り方を見直していく必要がある。

【司法試験】

- 司法試験の在学中受験を認める制度変更を行う場合には、法科大学院の実務教育、未修者教育等へ甚大な影響を与えることから、法務省及び関係機関は、教育現場への影響に十分配慮して、司法試験の在り方の検討も含めて、適切な制度設計をしていただきたい。
- 法科大学院の成績が同じである人達が司法試験を受けると、未修コースの学生の方がダブルスコアで結果が振るわない。司法試験を法科大学院教育に合わせてくれということはないが、法科大学院と適切な連携を図ったものにより一層なっていただきたい。
- 法科大学院を修了してから司法試験を受験し、司法修習を受けることとすると相当な時間的ロスが発生するため、法科大学院在学中の司法試験受験について検討するべきではないか。その際、司法試験の在り方についても検討が必要ではないか。
- 予備試験合格者や予備試験経由の司法試験合格者のような優秀な学生こそ法科大学院において多様な教育を受けることが望ましいと考えられるが、次々に法科大学院を中退してしまうため、逆に法科大学院教育の空洞化を招くなど、法科大学院教育に大きな影響を及ぼしている。
- 合格率の向上を目指して様々な改革を行うとしても、法科大学院の学修と司法試験の連携がしっかりと図られているかを検討しなければ、議論が進まない

のではないか。

- 法科大学院在学中に司法試験に相当するものの一部を行うということが、学生の時間的負担を緩和する意味で役立つのではないか。
- 予備試験は法科大学院修了者と同等の能力があるかどうかを確認する試験だが、法科大学院において幅広い学習が行われている一方、予備試験は法律基本科目7科目、実務基礎科目と一般教養科目だけであり、同等性を問う試験になっているかという点は議論される必要がある。
- この制度が想定する法曹像と、実際に司法試験が合格させている人材との間でずれが大きいのではないか。
- 司法試験受験時点で要求される学力水準が相当高いものになっている。これを前提とすると、期間短縮の一方で、学力不足が懸念される学生には、時間をかけて教育ができるような制度の在り方を考える必要がある。また、期間短縮を検討する場合には、司法試験についても何らかの工夫が必要になる。

【その他】

- 大学分科会将来構想部会で将来の高等教育の在り方を議論している中で、大きく学修者の視点に転換するという話が言われている。これは大学の学部について言われていることだが、そういう視点に立って考えると、例えば「基礎的な知識の修得・理解においては講義形式が有用であるのに対して」とさらっと書いてあるが、学ぶ側からして本当にこれが有用であるのか。いかにも何かもともとある講義形式をそのまま組み合わせて階層化をするというふうに聞こえるので、もっと可能性のある仕組みを取り入れられるような表現が望ましい。
- 法学部・法科大学院に関する議論は高等教育に関する議論全体の中でも先進的であり、他分野の専門職大学院、更には学部教育・大学院教育にどのように波及させていくのかを考えるべき。今回、法学部の特定の学生に3+2を導入するという方向性が示されたが、海外、特にヨーロッパでは既に学士課程の多くが3年となっていることなどを踏まえ、高等教育の在り方を考えるべき。
- 高齢社会の進展や女性・子供をはじめとする権利擁護の取組の重要性を踏まえ、地域社会への貢献や福祉・公的部門の担い手の育成の観点からも、法科大学院教育や法学部教育を考えるべき。
- 法科大学院は、理論と実務を架橋した高度な教育を行っており、厳しい認証評価も経て、優れた資質を持った法務博士を輩出していることを認識する必要がある。
- 国際化、グローバル化のさらなる進展に対応するためには、国際分野のほか、

特定の専門分野・領域の強みを生かす形で大学間連携を進めることが有効。

- 優秀な学生を法曹の道に囲い込むことは重要ではあるが、法曹の魅力をいかに喧伝し、多様なバックグラウンドを持った志望者を増やすかということを併せて議論する必要があるのではないか。
- 理念の面だけでなく、社会的ニーズからも多様な人材を取り込む必要が高まっている。そのような観点からもぜひ検討いただきたい。
- 我が国の社会の在り方の変化に対応することができる法曹を養成するためには、どのような方策が必要なのかをしっかりと議論するべき。
- そのような検討に当たっては、併せて、学部・法科大学院・博士課程等、どの段階でどのような人材育成に向けた取組を行うべきかを検討する必要があり、法科大学院と博士課程等の連携を視野に入れる必要があるのではないか。
- 法曹となる者は法曹倫理を、それ以外の分野に進む者も法を遵守するという原点をしっかりと教育するべき。
- 多様な能力を有する法曹を養成するに当たり、法曹リカレント教育の機会を制度上しっかりと担保し、そのような学修に単位を与えることも検討するべきではないか。
- 近々、企業法務の世界などでは、人材の奪い合いが始まると予想されるため、改革後は拡大していく方向性を目指すべき。